

居宅介護支援事業所における「特定事業所集中減算の取扱い」について

1 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

	判定期間	市への提出期日 (※)	減算適用期間
前期	3月1日～ 8月末日	9月1日～ 9月15日	10月1日～ 3月31日
後期	9月1日～ 2月末日	3月1日～ 3月15日	4月1日～ 9月30日

※ 判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に提出が必要です。

なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければいけません。

2 正当な理由の範囲

判定した割合が80%を超えるに至ったことについて、正当な理由がある場合においては、当該理由を市に提出が必要です。なお、市が当該理由を不相当と判断した場合は減算を適用するものとして取扱います。

◆ 正当な理由（例）

- (1) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
- (2) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
 - ・ 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。
- (3) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合
 - ・ 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- (4) その他正当な理由と市長が認めた場合